

長崎外国語大学学則

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

W 学校法人 長崎学院
長崎市横尾 3 丁目 15 番 1 号

長崎外国語大学学則

第1章 目的と使命

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

2 学部学科ごとの人材の育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別に定める。

(宗教教育)

第2条 本学において教授研究する学問及び教育の基礎として、キリスト教に関する授業科目を設け、また宗教的礼拝を行う。

(自己点検・評価)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の情報公開)

第3条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2章 組織

(学部・学科、収容定員)

第4条 本学が設置する学部、学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
外国語学部	現代英語学科	85名		340名
	国際コミュニケーション学科	85名	30名	400名
	計	170名	30名	740名

(附置教育研究機関)

第5条 本学に、次の附置教育研究機関を置く。

- (1) 国際交流センター
- (2) 教育研究メディアセンター
- (3) キャリアセンター
- (4) 社会連携センター

2 附置教育研究機関に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第6条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
3 副学長、学部長その他の役職者は、第1項の職員の中から選任する。

第6条の2 本学に特別任用教員（教授、准教授、講師）を置くことができる。

2 本学に特別任用講師を置くことができる。
3 本学に特別任用外国人講師を置くことができる。

第6条の3 本学に常時勤務する教員以外の者で、本学の教育若しくは研究に従事する者のうち、適當と認められる者に対しては、客員教授または客員准教授の称号を与えることができる。

第6条の4 本学の教授として勤務した者であって、教育上または研究上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項に規定する名誉教授のうち学長として勤務した者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。

(学長)

第7条 学長は、学務を掌り、教授会を主宰し、所属職員を統督する。

(その他職制)

第8条 本学の職制に関しては、別にこれを定める。

(教授会)

第9条 本学に、次の重要事項を審議するため教授会を置く。

- (1) 教育研究の基本方針及び基本計画に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 点検及び評価に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学生の身分（入学、休学、退学、卒業等）及び指導等に関する事項
- (6) 学則等の規則の制定及び変更に関する事項
- (7) 学長から諮問された事項

(教授会の構成)

第10条 教授会は、本学の学長及び専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

第 11 条 教授会に関する規程は別に定める。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 12 条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第 13 条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 春学期（前期） 4月1日から9月30日まで (2) 秋学期（後期） 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 14 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日 12月1日
- (4) 春季休業日 3月10日から3月31日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず必要がある場合には、学長は休業日を臨時に変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

第 4 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 15 条 本学の修業年限は4年とする。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の修業年限は、入学した年次に対応した年限とする。

(在学年限)

第 16 条 学生は、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の在学年限は、修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。

第 5 章 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第 17 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(1年次入学資格)

第 18 条 本学の1年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(1年次入学の出願)

第 19 条 本学の 1 年次に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び他の所定書類を添えて願い出るものとする。

(1年次入学者の選考)

第 20 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(1年次入学手続き及び入学許可)

第 21 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学所定の書類を提出するとともに、第 48 条に定める入学金並びに授業料等の学費を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に対し、学長が入学を許可する。

(転入学並びに編入学)

第 22 条 編入学定員のほか 2 年次及び 3 年次に欠員がある場合、転入学または編入学志願者について選考を行い、教授会の議を経て相当年次に入学を許可する。

(3年次転入学、2・3年次編入学の資格等)

第 23 条 本学の 3 年次に転入学または 2 年次・3 年次に編入することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者（大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者）
 - (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
 - (4) その他本学において、相当の年齢に達し短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 3 年次に転入学または編入学することを許可された者の修業年限は 2 年とし、在学年限は 6 年を超えることができない。

4 2年次に編入学することを許可された者の修業年限は3年とし、在学年限は7年を超えることができない。

5 3年次に転入学または2年次・3年次に編入学を志願する者の出願、選考、入学手続き、及び入学許可に関しては、第19条、第20条、第21条の規定を準用する。

(2年次転入学の資格等)

第23条の2 2年次に転入学することができる者は、次のとおりとする。

(1) 大学1年次の課程を修了した者

(2) 外国の大学において前号に準じる課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについて、教授会の議を経て学長が決定する。

3 2年次に転入学することを許可された者の修業年限は3年とし、在学年限は7年を超えることができない。

4 2年次転入学を志願する者の出願、選考、入学手続き、及び入学許可に関しては、第19条、第20条、第21条の規定を準用する。

(再入学)

第24条 再入学は、大学を退学した者が再び入学を志望する場合に、選考の上これを許可する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第25条 教育課程の編成は、本学の学部及び学科または課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第25条の2 授業科目は、教養科目、専門科目及び語学科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準の明示等)

第 25 条の 3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 25 条の 4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教職課程)

第 26 条 本学に、教職課程を置く。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び単位を修得しなければならない。
3 教職に関する科目は、別表 2 のとおりとする。
4 前の各項に定めるもののほか、教職課程に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 27 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次のとおりとする。

(1) 教養科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、情報処理演習及びスポーツについては 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
(2) 専門科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、プロジェクト及び卒業研究については、その成果を評価して所定の単位を与える。
(3) 語学科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、一部の科目については、授業内容の専門性及び授業時間外に必要な学習等を考慮し、15 時間の授業をもって 1 単位とすることがある。
2 前項の規定にかかわらず、海外・国内研修を含む授業科目については、別に定める基準によるものとする。

(試験及び成績)

第 28 条 学業成績は、原則として試験によって評価し、評価結果は秀・優・良・可・不可をもって示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

ただし、その他特別の必要があるときは、認または互をもって合格とする。

(履修及び単位修得)

第 29 条 授業科目の履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

第30条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 編入学者、転入学者等の既修得単位の認定については、別に定める。

(学外講義等)

第33条 本学は、第25条及び第26条に定める正規課程のための授業のほか、学外講義、公開講義及び講習会を隨時開催する。

第7章 卒業及び学位

(卒業単位)

第34条 学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数は、次のとおりとする。

科目分野	卒業に必要な単位	備 考
教養科目	32 単位 (「キリスト教学 I・II」「基礎演習 I・II」必修)	・日本人学生は「日本語表現法 I・II・III・IV」必修。ただし外国の大学等に留学した場合は「海外自由研究 I・II」の単位をもって「日本語表現法」の単位に換えることができる。 ・留学生は、専門科目及び語学科目において卒業要件を超えて修得した単位をもって、教養科目の単位に換えることができる。

専門科目		36 単位	現代英語学科は 4 年次「特別演習 I ・ II」必修。
語 学 科 目	現代英語 学科	英語 24 単位	
	国際コミ ュニケー ション学 科	専修外国語 24 単位	ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修外国語として選ぶものとする。ただし、日本語は留学生を対象とする。
自由選択		32 単位	他学科の科目も含め、どの科目分野からも自由に選択することができる。
合 計		124 単位	

(卒業認定)

第 35 条 本学に 4 年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

(学位)

第 36 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第 8 章 転学科、留学、休学、復学、退学及び除籍

(転学科)

第 37 条 学生が、所属する学科から他の学科への所属変更（以下「転学科」という。）を希望するときは、選考のうえ許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は別に定める。

(留学)

第 37 条の 2 学生は、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、2 年以内を原則とする。

3 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

4 学生が留学により修得した単位については、第 30 条第 2 項に定める規定を準用する。

5 前の各項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第 38 条 学生は、疾病その他の特別な理由により 2 カ月以上継続して修学することができないときは、休学を願い出ることができる。

2 学長は、前項の願い出が正当と認められる場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間は、1 回の願い出について 1 年以内を原則とし、通算して 4 年を限度とする。

4 休学期間は、修業年限には算入しない。

(復学)

第39条 学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第40条 学生は、引続いて在学することができないときは、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第41条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生については除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に定める在学年限を超える者
- (3) 第38条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第9章 科目等履修生、研究生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第42条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条の2 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第42条の3 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別科目等履修生として入学を許可することがある。

2 特別科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条の4 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の準用)

第43条 第42条から第42条の4に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第 44 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第 45 条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 11 章 厚生施設

(女子学生寮)

第 46 条 本学に女子学生寮を置く。

- 2 女子学生寮に関する規則は、別に定める。

(保健室及びカウンセリング室)

第 47 条 本学に保健室及びカウンセリング室を置く。

- 2 保健室及びカウンセリング室に関する規程は、別に定める。

第 12 章 学 費

(入学検定料、入学金、授業料等の学費)

第 48 条 本学の入学検定料、入学金並びに授業料等の学費は、別表 3 のとおりとする。

- 2 入学金並びに授業料等の学費の納入期限、納入方法等に関しては、別に定める。

(納入した授業料等の学費)

第 49 条 納入した検定料、入学金並びに授業料等の学費は返還しない。ただし、入学手続き時の納入金については、所定の期日までに所定の方法で入学を辞退した者に限り、入学金を除き既に納めてある授業料等の学費を返還することができる。

(休学期間中の学費)

第 50 条 1 学期を通じて休学する者は、当該学期の所定の期日までに別に定める在籍料を納入しなければならない。

(退学、停学期間中の学費)

第 51 条 学期の中途中で退学した者の当該期分の授業料等の学費は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等の学費は徴収する。

(復学の場合の授業料等の学費)

第 52 条 休学者が、学期の途中で復学する場合には、その学期の授業料等の学費の全額を納入しなければならない。

第 13 章 奨学制度

(奨学金)

第 53 条 成績優秀にして品行方正な学生及び経済的に修学が困難な学生に対しては、選考のうえ奨学金を貸与又は給付する。

- 2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

(留学派遣)

第 54 条 成績優秀にして品行方正な学生に対しては、選考のうえ外国に留学派遣する。

- 2 留学派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 13 年から 15 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	13 年度	14 年度	15 年度
国際コミュニケーション学科	150 名	300 名	470 名

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年から 18 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	16 年度	17 年度	18 年度
国際コミュニケーション学科	670 名	700 名	730 名

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この附則は、平成 17 年度の入学者から適用し、平成 16 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 25 条（別表 1 を含む。）、第 26 条（別表 2）、第 27 条、第 34 条の改正規定は、

平成 19 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条の改正規定は、平成 20 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 19 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年から 23 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	21 年度	22 年度	23 年度
現代英語学科	85 名	170 名	255 名
国際コミュニケーション学科	675 名	590 名	495 名
計	760 名	760 名	750 名

- 3 改正後の第 25 条（別表 1 を含む。）、第 26 条（別表 2）、第 27 条、第 34 条、第 37 条及び第 48 条（別表 3）の規定は、平成 21 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 26 条（別表 2）の規定は、平成 22 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次の編入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 25 条（別表 1）の規程は、平成 25 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用する。
- 3 平成 24 年度以前の入学者には、なお、従前の学則によるものとし、遡及して適用する授業科目については、履修規程または内規で定めたうえ、平成 25 年度から適用する。

別表 1

外国语学部現代英語学科及び国際コミュニケーション学科の学生は、所定の教育課程に従い、次の方法で卒業に必要な単位を修得しなければならない。

1. 教養科目は、以下にあげる必修科目の単位を含め、32 単位を修得すること。
 - (1) 「キリスト教学 I」(2 単位)、「キリスト教学 II」(2 単位)、「基礎演習 I」(2 単位)、「基礎演習 II」(2 単位) は必修とする。
 - (2) 日本人学生は、「日本語表現法 I」(2 単位)、「日本語表現法 II」(2 単位)、「日本語表現法 III」(2 単位)、「日本語表現法 IV」(2 単位) を必修とする。ただし、外国の大学等に留学した場合は「海外自由研究 I」(2 単位)、「海外自由研究 II」(2 単位) の単位をもって「日本語表現法」の単位に換えることができるものとする。
 - (3) 留学生は、専門科目及び語学科目において卒業要件を超えて修得した単位をもって、教養科目の単位を補うことができるものとする。
2. 専門科目は、所属する学科の専門科目から 36 単位を修得すること。
ただし、現代英語学科は 4 年次「特別演習 I」(2 単位)、「特別演習 II」(2 単位) を必修とする。
3. 語学科目は、現代英語学科は英語科目から 24 単位、国際コミュニケーション学科は専修外国語から 24 単位を修得すること。
国際コミュニケーション学科の学生は、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修外国語として選ぶものとする。ただし、日本語は留学生を対象とする。
4. 自由選択として 32 単位を修得すること。学生は、他学科の科目も含め、教養科目、専門科目、語学科目のいずれからも、自由に授業科目を選択し単位を修得することができるものとする。

外国语学部現代英語学科及び国際コミュニケーション学科における教育課程は次に示すとおりである。

[教養科目]

現代英語学科及び国際コミュニケーション学科共通

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
キリスト教学 I	1	2	
キリスト教学 II	1	2	
グローバリゼーションと多文化共生 I	1		2
グローバリゼーションと多文化共生 II	1		2
情報処理演習 I	1		1
情報処理演習 II	1		1
スポーツ I	1		1
スポーツ II	1		1
哲学 I	1・2・3・4		2
哲学 II	1・2・3・4		2
歴史学 I	1・2・3・4		2
歴史学 II	1・2・3・4		2
文学 I	1・2・3・4		2
文学 II	1・2・3・4		2
美術史 I	1・2・3・4		2
美術史 II	1・2・3・4		2
法学 I (日本国憲法)	1・2・3・4		2
法学 II	1・2・3・4		2
政治学 I	1・2・3・4		2
政治学 II	1・2・3・4		2
経済学 I	1・2・3・4		2
経済学 II	1・2・3・4		2
社会学 I	1・2・3・4		2
社会学 II	1・2・3・4		2
社会福祉論 I	1・2・3・4		2
社会福祉論 II	1・2・3・4		2
心理学 I	1・2・3・4		2
心理学 II	1・2・3・4		2
生命科学 I	1・2・3・4		2
生命科学 II	1・2・3・4		2
地球環境論 I	1・2・3・4		2
地球環境論 II	1・2・3・4		2
自然科学史 I	1・2・3・4		2
自然科学史 II	1・2・3・4		2
【日本語リテラシー科目】(注 1)			
基礎演習 I	1	2	
基礎演習 II	1	2	
日本語表現法 I	2	2	
日本語表現法 II	2	2	
日本語表現法 III	3	2	

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
日本語表現法IV	3	2	
海外自由研究 I	2・3・4		2
海外自由研究 II	2・3・4		2
【留学生科目】			
日本語コミュニケーション技術 I	1・2・3		2
日本語コミュニケーション技術 II	1・2・3		2
教養日本文化 I	1・2・3		2
教養日本文化 II	1・2・3		2
教養日本文学 I	1・2・3		2
教養日本文学 II	1・2・3		2
教養日本社会 I	1・2・3		2
教養日本社会 II	1・2・3		2
日本伝統文化実習 I	1・2・3		2
日本伝統文化実習 II	1・2・3		2
【キャリア支援科目】			
キャリアプランニング I	1		2
キャリアプランニング II	2		2
キャリアプランニング III	3		2
インターンシップ	2・3・4		2
【単位互換科目】(注2)			
(「NICE キャンパス長崎」科目及び特別講座)	1・2・3・4		10まで

(注1) 「日本語表現法 I・II・III・IV」は、日本人学生は必修、留学生は選択とする。外国の大学等に留学した場合は「海外自由研究」の単位をもって「日本語表現法」の単位に換えることができる。

(注2) 単位互換科目の履修及び単位認定条件等については別に定める。

専門科目

1. 現代英語学科

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
【異文化国際理解プログラム】			
文化人類学 I	2・3・4		2
文化人類学 II	2・3・4		2
異文化間コミュニケーション I	2・3・4		2
異文化間コミュニケーション II	2・3・4		2
言語学 I	2・3・4		2
言語学 II	2・3・4		2
国際関係論 I	2・3・4		2
国際関係論 II	2・3・4		2
比較文化論 I	2・3・4		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
比較文化論Ⅱ	2・3・4		2
長崎文化論Ⅰ	2・3・4		2
長崎文化論Ⅱ	2・3・4		2
言語とグローバリゼーション	2・3・4		2
表象文化論	2・3・4		2
比較宗教学Ⅰ	2・3・4		2
比較宗教学Ⅱ	2・3・4		2
国際協力論	2・3・4		2
英語圏地域研究Ⅰ	2・3・4		2
英語圏地域研究Ⅱ	2・3・4		2
異文化国際理解演習Ⅰ	2・3・4		2
異文化国際理解演習Ⅱ	2・3・4		2
英語圏海外セミナーⅠ	2・3・4		4
英語圏海外セミナーⅡ	2・3・4		4
【国際ビジネスプログラム】			
会計学Ⅰ	2		2
会計学Ⅱ	2		2
経営学Ⅰ	2		2
経営学Ⅱ	2		2
金融論	2		2
ビジネス英語Ⅰ	2		2
ビジネス英語Ⅱ	2		2
ビジネス英語Ⅲ	3・4		2
ビジネス英語Ⅳ	3・4		2
英語ビジネス情報Ⅰ	3・4		2
英語ビジネス情報Ⅱ	3・4		2
国際経済論	3・4		2
国際金融論	3・4		2
国際企業論	3・4		2
【観光ホスピタリティプログラム】			
観光学概論Ⅰ	2		2
観光学概論Ⅱ	2		2
観光英語Ⅰ	2		2
観光英語Ⅱ	2		2
エアラインホテルサービス論	2		2
ビジネス実務総論Ⅰ	2		2
ビジネス実務総論Ⅱ	2		2
旅行業務Ⅰ	2		2
旅行業務Ⅱ	2		2
ホスピタリティ論	2		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
観光通訳ガイド演習 I	3・4		2
観光通訳ガイド演習 II	3・4		2
エアラインホテル英語 I	3・4		2
エアラインホテル英語 II	3・4		2
ホスピタリティ演習 I	3・4		2
ホスピタリティ演習 II	3・4		2
【通訳・翻訳プログラム】			
通訳の理論と技法	2		2
翻訳の理論と技法	2		2
逐次通訳演習 I	2		2
逐次通訳演習 II	2		2
翻訳演習 I	2		2
翻訳演習 II	2		2
翻訳演習 III	3・4		2
翻訳演習 IV	3・4		2
翻訳実習 I	3・4		2
翻訳実習 II	3・4		2
同時通訳演習 I	3・4		2
同時通訳演習 II	3・4		2
同時通訳演習 III	3・4		2
同時通訳演習 IV	3・4		2
同時通訳実習 I	3・4		2
同時通訳実習 II	3・4		2
【英語専門職プログラム】			
英米文学入門 I	2		2
英米文学入門 II	2		2
英米文化研究入門 I	2		2
英米文化研究入門 II	2		2
英語学入門 I	2		2
英語学入門 II	2		2
英語音声学	2		2
児童心理学	2		2
第二言語習得論	2		2
英米文学研究演習 I	3・4		2
英米文学研究演習 II	3・4		2
英米文化研究演習 I	3・4		2
英米文化研究演習 II	3・4		2
英語学研究演習 I	3・4		2
英語学研究演習 II	3・4		2
早期英語教授法 I	3・4		2
早期英語教授法 II	3・4		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
幼児児童英語教育実習	3・4		2
【留学科目】(注 1)			
社会文化特別研究Ⅰ	2・3・4		6まで
社会文化特別研究Ⅱ	2・3・4		6まで
【プロジェクト】(注 2)			
現代英語グローバルプロジェクトⅠ	2・3・4		8まで
現代英語グローバルプロジェクトⅡ	2・3・4		8まで
【特別演習】			
特別演習Ⅰ	4	2	
特別演習Ⅱ	4	2	
【卒業研究】			
卒業研究Ⅰ	3		4
卒業研究Ⅱ	4		8

(注 1) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

(注 2) プロジェクト及びその単位の認定方法については別に定める。

2. 国際コミュニケーション学科

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
【比較社会文化研究プログラム】			
言語学Ⅰ	2・3・4		2
言語学Ⅱ	2・3・4		2
異文化間コミュニケーションⅠ	2・3・4		2
異文化間コミュニケーションⅡ	2・3・4		2
文化人類学Ⅰ	2・3・4		2
文化人類学Ⅱ	2・3・4		2
比較文化論Ⅰ	2・3・4		2
比較文化論Ⅱ	2・3・4		2
比較宗教学Ⅰ	2・3・4		2
比較宗教学Ⅱ	2・3・4		2
比較文学Ⅰ	2・3・4		2
比較文学Ⅱ	2・3・4		2
歴史地理学Ⅰ	2・3・4		2
歴史地理学Ⅱ	2・3・4		2
メディア論Ⅰ	2・3・4		2
メディア論Ⅱ	2・3・4		2
長崎文化論Ⅰ	2・3・4		2
長崎文化論Ⅱ	2・3・4		2
国際関係論Ⅰ	2・3・4		2
国際関係論Ⅱ	2・3・4		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
海外文化研修	2・3・4		2
比較社会文化演習 I	3・4		2
比較社会文化演習 II	3・4		2
【ヨーロッパ研究プログラム】			
西洋古典（ギリシャ語）I	2・3・4		2
西洋古典（ギリシャ語）II	2・3・4		2
西洋古典（ラテン語）I	2・3・4		2
西洋古典（ラテン語）II	2・3・4		2
ヨーロッパの歴史 I	2・3・4		2
ヨーロッパの歴史 II	2・3・4		2
ヨーロッパ文化史 I	2・3・4		2
ヨーロッパ文化史 II	2・3・4		2
現代ヨーロッパの政治と経済 I	2・3・4		2
現代ヨーロッパの政治と経済 II	2・3・4		2
現代ヨーロッパ社会論	2・3・4		2
日欧関係論	2・3・4		2
ドイツ語ドイツ文化海外セミナー	2・3・4		4
フランス語フランス文化海外セミナー	2・3・4		4
ドイツ語学演習 I	3・4		2
ドイツ語学演習 II	3・4		2
ドイツ文化演習 I	3・4		2
ドイツ文化演習 II	3・4		2
ドイツ文学演習 I	3・4		2
ドイツ文学演習 II	3・4		2
フランス語学演習 I	3・4		2
フランス語学演習 II	3・4		2
フランス文化演習 I	3・4		2
フランス文化演習 II	3・4		2
フランス文学演習 I	3・4		2
フランス文学演習 II	3・4		2
【アジア研究プログラム】			
東南アジア文化研究 I	2・3・4		2
東南アジア文化研究 II	2・3・4		2
東アジアの歴史 I	2・3・4		2
東アジアの歴史 II	2・3・4		2
東アジアの政治と経済 I	2・3・4		2
東アジアの政治と経済 II	2・3・4		2
現代東アジア社会論 I	2・3・4		2
現代東アジア社会論 II	2・3・4		2
東アジア関係論 I	2・3・4		2
東アジア関係論 II	2・3・4		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
中国語中国文化海外セミナー	2・3・4		4
韓国語韓国文化海外セミナー	2・3・4		4
中国語学概論 I	3・4		2
中国語学概論 II	3・4		2
中国語学演習 I	3・4		2
中国語学演習 II	3・4		2
中国文化演習 I	3・4		2
中国文化演習 II	3・4		2
中国の思想と文学 I	3・4		2
中国の思想と文学 II	3・4		2
韓国語学演習 I	3・4		2
韓国語学演習 II	3・4		2
韓国文化演習 I	3・4		2
韓国文化演習 II	3・4		2
韓国の思想と文学 I	3・4		2
韓国の思想と文学 II	3・4		2
アジア文化フィールドワーク	3・4		2
【日本研究プログラム】			
日本史 I	2		2
日本史 II	2		2
日本民俗学 I	2		2
日本民俗学 II	2		2
メディア文化論	2		2
日本文化研究入門 I	2		2
日本文化研究入門 II	2		2
日本社会研究入門 I	2		2
日本社会研究入門 II	2		2
日本文学研究入門 I	2		2
日本文学研究入門 II	2		2
自由研究	2		2
日本経営論 I	3・4		2
日本経営論 II	3・4		2
日本の政治と経済 I	3・4		2
日本の政治と経済 II	3・4		2
日本語学概論 I	3・4		2
日本語学概論 II	3・4		2
日本語学特別演習 I	3・4		2
日本語学特別演習 II	3・4		2
日本文化研究特論 I	3・4		2
日本文化研究特論 II	3・4		2
日本社会研究特論 I	3・4		2
日本社会研究特論 II	3・4		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
日本文学研究特論 I	3・4		2
日本文学研究特論 II	3・4		2
日本語日本文化特論 I	3・4		2
日本語日本文化特論 II	3・4		2
日本文化フィールドワーク	3・4		2
【留学科目】(注 1)			
社会文化特別研究 I	2・3・4		6まで
社会文化特別研究 II	2・3・4		6まで
【プロジェクト】(注 2)			
多文化共生プロジェクト I	2・3・4		8まで
多文化共生プロジェクト II	2・3・4		8まで
【卒業研究】			
卒業研究 I	3		4
卒業研究 II	4		8

(注 1) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

(注 2) プロジェクト及びその単位の認定方法については別に定める。

語学科目

現代英語学科は英語を専修外国語とする。

国際コミュニケーション学科は、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修外国語として選ぶものとする。

1. 英語科目

履修方法は「英語科目の履修に関する取り扱い」によるものとする。

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
【CORE 科目】			
Grammar & Vocabulary I	1・2・3		1
Grammar & Vocabulary II	1・2・3		1
Grammar & Vocabulary III	1・2・3		1
Grammar & Vocabulary IV	1・2・3		1
Listening I	1・2・3		1
Listening II	1・2・3		1
Listening III	1・2・3		1
Listening IV	1・2・3		1
Listening V	1・2・3		1
Listening VI	1・2・3		1

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
Reading I	1・2・3		1
Reading II	1・2・3		1
Reading III	1・2・3		1
Reading IV	1・2・3		1
Reading V	1・2・3		1
Reading VI	1・2・3		1
Conversation I	1・2・3		1
Conversation II	1・2・3		1
Conversation III	1・2・3		1
Conversation IV	1・2・3		1
Conversation V	1・2・3		1
Conversation VI	1・2・3		1
Composition I	1・2・3		1
Composition II	1・2・3		1
Composition III	1・2・3		1
Composition IV	1・2・3		1
Composition V	1・2・3		1
Composition VI	1・2・3		1
Basic English Seminar I	1・2・3		1
Basic English Seminar II	1・2・3		1
Basic English Seminar III	1・2・3		1
Basic English Seminar IV	1・2・3		1
EPT Seminar I	1・2・3		1
EPT Seminar II	1・2・3		1
EPT Seminar III	1・2・3		1
EPT Seminar IV	1・2・3		1
【ACE (Advanced Communicative English) 科目】			
Critical Reading I	2・3		2
Critical Reading II	2・3		2
Theme Writing I	2・3		2
Theme Writing II	2・3		2
Debate I	2・3		2
Debate II	2・3		2
Public Speaking & Presentation I	2・3		2
Public Speaking & Presentation II	2・3		2
Current Topics in the World I	2・3		2
Current Topics in the World II	2・3		2
English in Music & Film I	2・3		2
English in Music & Film II	2・3		2
Critical Reading III	3・4		2
Critical Reading IV	3・4		2
Debate III	3・4		2
Debate IV	3・4		2

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
Writing & Presentation I	3・4		2
Writing & Presentation II	3・4		2
Dramatic Acting I	3・4		2
Dramatic Acting II	3・4		2
【留学科目】(注1)			
英語特別実習 I	2・3・4		10まで
英語特別実習 II	2・3・4		10まで
【英語能力試験科目】(注2)			
EPT Credits I	1・2・3・4		8まで
EPT Credits II	1・2・3・4		
EPT Credits III	1・2・3・4		
EPT Credits IV	1・2・3・4		

(注1) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

(注2) 英語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

2. ドイツ語科目

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
ドイツ語講読 I	1		1
ドイツ語講読 II	1		1
ドイツ語文法 I	1		1
ドイツ語文法 II	1		1
ドイツ語会話 IA	1		1
ドイツ語会話 IB	1		1
ドイツ語会話 II A	1		1
ドイツ語会話 II B	1		1
ドイツ語演習 I	1		1
ドイツ語演習 II	1		1
ドイツ語講読 III	2		1
ドイツ語講読 IV	2		1
ドイツ語文法 III	2		1
ドイツ語文法 IV	2		1
ドイツ語会話 III	2		1
ドイツ語会話 IV	2		1
ドイツ語作文 I	2		1
ドイツ語作文 II	2		1
ドイツ語作文 III	3		1
ドイツ語作文 IV	3		1

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
ドイツ語会話上級 I	3		1
ドイツ語会話上級 II	3		1
ドイツ語表現法 I	4		1
ドイツ語表現法 II	4		1
時事ドイツ語 I	3・4		1
時事ドイツ語 II	3・4		1
ビジネスドイツ語 I	3・4		1
ビジネスドイツ語 II	3・4		1
独日翻訳演習 I	3・4		1
独日翻訳演習 II	3・4		1
ドイツ語文献講読 I	3・4		1
ドイツ語文献講読 II	3・4		1
【任意科目】(注 1)			
ドイツ語演習 III	2・3・4		1
ドイツ語演習 IV	2・3・4		1
ドイツ語演習 V	2・3・4		1
ドイツ語演習 VI	2・3・4		1
【留学科目】(注 2)			
ドイツ語特別実習 I	2・3・4		10まで
ドイツ語特別実習 II	2・3・4		10まで

(注 1) 必要に応じて開講する。任意科目の履修及びその単位認定方法については別に定める。

(注 2) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

3. フランス語科目

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
フランス語講読 I	1		1
フランス語講読 II	1		1
フランス語文法 I	1		1
フランス語文法 II	1		1
フランス語会話 IA	1		1
フランス語会話 IB	1		1
フランス語会話 II A	1		1
フランス語会話 II B	1		1
フランス語演習 I	1		1
フランス語演習 II	1		1
フランス語講読 III	2		1
フランス語講読 IV	2		1

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
フランス語文法III	2		1
フランス語文法IV	2		1
フランス語会話III	2		1
フランス語会話IV	2		1
フランス語作文 I	2		1
フランス語作文 II	2		1
フランス語作文 III	3		1
フランス語作文 IV	3		1
フランス語会話上級 I	3		1
フランス語会話上級 II	3		1
フランス語表現法 I	4		1
フランス語表現法 II	4		1
時事フランス語 I	3・4		1
時事フランス語 II	3・4		1
ビジネスフランス語 I	3・4		1
ビジネスフランス語 II	3・4		1
仏日翻訳演習 I	3・4		1
仏日翻訳演習 II	3・4		1
フランス語文献講読 I	3・4		1
フランス語文献講読 II	3・4		1
【任意科目】(注 1)			
フランス語演習III	2・3・4		1
フランス語演習IV	2・3・4		1
フランス語演習V	2・3・4		1
フランス語演習VI	2・3・4		1
【留学科目】(注 2)			
フランス語特別実習 I	2・3・4		10まで
フランス語特別実習 II	2・3・4		10まで

(注 1) 必要に応じて開講する。任意科目の履修及びその単位認定方法については別に定める。

(注 2) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

4. 中国語科目

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
中国語講読 I	1		1
中国語講読 II	1		1
中国語文法 I	1		1
中国語文法 II	1		1

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
中国語会話 IA	1		1
中国語会話 IB	1		1
中国語会話 II A	1		1
中国語会話 II B	1		1
中国語演習 I	1		1
中国語演習 II	1		1
中国語講読 III	2		1
中国語講読 IV	2		1
中国語文法 III	2		1
中国語文法 IV	2		1
中国語会話 III	2		1
中国語会話 IV	2		1
中国語作文 I	2		1
中国語作文 II	2		1
中国語作文 III	3		1
中国語作文 IV	3		1
中国語会話上級 I	3		1
中国語会話上級 II	3		1
中国語表現法 I	4		1
中国語表現法 II	4		1
時事中国語 I	3・4		1
時事中国語 II	3・4		1
ビジネス中国語 I	3・4		1
ビジネス中国語 II	3・4		1
中日翻訳演習 I	3・4		1
中日翻訳演習 II	3・4		1
中国語文献講読 I	3・4		1
中国語文献講読 II	3・4		1
【任意科目】(注 1)			
中国語演習 III	2・3・4		1
中国語演習 IV	2・3・4		1
中国語演習 V	2・3・4		1
中国語演習 VI	2・3・4		1
【留学科目】(注 2)			
中国語特別実習 I	2・3・4		10まで
中国語特別実習 II	2・3・4		10まで

(注 1) 必要に応じて開講する。任意科目の履修及びその単位認定方法については別に定める。

(注 2) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

5. 韓国語科目

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
韓国語講読 I	1		1
韓国語講読 II	1		1
韓国語文法 I	1		1
韓国語文法 II	1		1
韓国語会話 IA	1		1
韓国語会話 IB	1		1
韓国語会話 II A	1		1
韓国語会話 II B	1		1
韓国語演習 I	1		1
韓国語演習 II	1		1
韓国語講読 III	2		1
韓国語講読 IV	2		1
韓国語文法 III	2		1
韓国語文法 IV	2		1
韓国語会話 III	2		1
韓国語会話 IV	2		1
韓国語作文 I	2		1
韓国語作文 II	2		1
韓国語作文 III	3		1
韓国語作文 IV	3		1
韓国語会話上級 I	3		1
韓国語会話上級 II	3		1
韓国語表現法 I	4		1
韓国語表現法 II	4		1
時事韓国語 I	3・4		1
時事韓国語 II	3・4		1
ビジネス韓国語 I	3・4		1
ビジネス韓国語 II	3・4		1
韓日翻訳演習 I	3・4		1
韓日翻訳演習 II	3・4		1
韓国語文献講読 I	3・4		1
韓国語文献講読 II	3・4		1
【任意科目】(注 1)			
韓国語演習 III	2・3・4		1
韓国語演習 IV	2・3・4		1
韓国語演習 V	2・3・4		1
韓国語演習 VI	2・3・4		1
【留学科目】(注 2)			
韓国語特別実習 I	2・3・4		10まで
韓国語特別実習 II	2・3・4		10まで

(注 1) 必要に応じて開講する。任意科目の履修及びその単位認定方法については別に定める。

(注 2) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法につい

ては別に定める。

6. 日本語科目

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
日本語口頭表現 I	1		1
日本語口頭表現 II	1		1
日本語文章表現 I	1		1
日本語文章表現 II	1		1
日本語読解 I	1		1
日本語読解 II	1		1
日本語聴解 I	1		1
日本語聴解 II	1		1
日本語口頭表現 III	2		1
日本語口頭表現 IV	2		1
日本語文章表現 III	2		1
日本語文章表現 IV	2		1
日本語読解 III	2		1
日本語読解 IV	2		1
日本語聴解 III	2		1
日本語聴解 IV	2		1
上級総合日本語 I	3		1
上級総合日本語 II	3		1
日本語上級文章表現 I	3		1
日本語上級文章表現 II	3		1
日本語上級読解 I	3		1
日本語上級読解 II	3		1
情報日本語 I	3		1
情報日本語 II	3		1
上級総合日本語 III	4		1
上級総合日本語 IV	4		1
日本語上級文章表現 III	4		1
日本語上級文章表現 IV	4		1
情報日本語 III	4		1
情報日本語 IV	4		1
日中翻訳演習 I	4		1
日中翻訳演習 II	4		1
日韓翻訳演習 I	4		1
日韓翻訳演習 II	4		1
ビジネス日本語 I	2・3・4		1
ビジネス日本語 II	2・3・4		1
【任意科目】(注 1)			
日本語演習 I	1・2・3・4		1
日本語演習 II	1・2・3・4		1

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
日本語演習III	1・2・3・4		1
日本語演習IV	1・2・3・4		1
日本語演習V	1・2・3・4		1
日本語演習VI	1・2・3・4		1
日本語演習VII	1・2・3・4		1
日本語演習VIII	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 I	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 II	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 III	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 IV	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 V	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 VI	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 VII	1・2・3・4		1
初中級総合日本語 VIII	1・2・3・4		1
資格日本語 I	1・2・3・4		1
資格日本語 II	1・2・3・4		1
【日本語能力試験科目】(注 2)			
日本語能力試験 N1	1・2・3・4		2

(注 1) 必要に応じて開講する。任意科目の履修及びその単位認定方法については別に定める。

(注 2) 日本語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

7. その他の外国語 (注)

科 目 名	配当年次	単位数	
		必修	選択
(英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・日本語以外の言語)			10まで

(注) 他の大学等で修得した単位を認定する。認定方法については別に定める。

別表2

1 中学校教諭一種免許状（英語）

授業科目	単位数
教職概論	2
教育原理	2
教育心理学	2
教育制度	2
英語科教育法 I	2
英語科教育法 II	2
英語科教育法 III	2
英語科教育法 IV	2
道徳教育論	2
特別活動論	2
教育方法学	2
生徒・進路指導論	2
スクール・カウンセリング論	2
教育実習指導 I (中学英語)	1
教育実習 I (中学英語)	4
教職実践演習 (中・高)	2

2 高等学校教諭一種免許状（英語）

授業科目	単位数
教師概論	2
教育原理	2
教育心理学	2
教育制度	2
英語科教育法 I	2
英語科教育法 II	2
特別活動論	2
教育方法学	2
生徒・進路指導論	2
スクール・カウンセリング論	2
教育実習指導 II (高校英語)	1
教育実習 II (高校英語)	2
教育実習 III (高校英語)	1
教職実践演習 (中・高)	2

3 高等学校教諭一種免許状（中国語）

授業科目	単位数
教師概論	2
教育原理	2
教育心理学	2
教育制度	2
中国語科教育法 I	2
中国語科教育法 II	2
特別活動論	2
教育方法学	2
生徒・進路指導論	2
スクール・カウンセリング論	2
教育実習指導 (高校中国語)	1
教育実習 (高校中国語)	2
教職実践演習 (中・高)	2

別表3

入学検定料、入学金並びに授業料等の学費

(1) 入学検定料及び入学金の金額

(単位：円)

費　　目	学　年	金　　額	備　　考
入　学　検　定　料	1　年　次	30,000	入学出願時に納入
入　学　金	1　年　次	250,000	入学手続時に納入

3年次編入学の場合も上記のとおり。

(2) 授業料等の金額

(単位：円)

費　　目	学　年	金　　額	備　　考
授　　業　　料	1　年　次	590,000	年　額
	2　年　次	590,000	年　額
	3　年　次	610,000	年　額
	4　年　次	610,000	年　額
施　設　設　備　費	1　年　次	377,000	年　額
	2　年　次	377,000	年　額
	3　年　次	387,000	年　額
	4　年　次	387,000	年　額